

上永谷駅前地域ケアプラザ（仮称）及び上永谷駅前コミュニティハウス（仮称） について（報告）

市第33号議案 横浜市地区センター条例等の一部改正

1 趣旨

健康福祉・医療委員会において審査する市第33号議案について、市民・文化観光・消防委員会にも関連があるため、報告します。

港南区の地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの未整備エリアにおいて、上永谷駅前地域ケアプラザ（仮称）及び上永谷駅前コミュニティハウス（仮称）の複合施設を設置し、同一の指定管理者を選定して管理を行うこととします。

このため、「横浜市地区センター条例」及び「横浜市地域ケアプラザ条例」の一部を改正します。

2 条例の一部改正について

(1) 改正の概要

ア 施設の設置

上永谷駅前地域ケアプラザ及び上永谷駅前コミュニティハウス

イ 指定管理者

上永谷駅前地域ケアプラザ及び上永谷駅前コミュニティハウスを、同一の指定管理者により、一体的に管理します。

ウ 指定管理者選定委員会

指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務を行うため、上永谷駅前地域ケアプラザ及び上永谷駅前コミュニティハウス指定管理者選定委員会を設置します。

(2) 施行期日

規則で定める日から施行します。

ただし、指定管理者選定に係る改正規定及び準備行為に係る規定は、公布の日から施行します。

3 施設の概要

(1) 建物の概要

整備計画	○上永谷駅前地域ケアプラザ：港南区最後の10館目、全市で最後の146館目 ○上永谷駅前コミュニティハウス：港南区8館目
整備手法	横浜市の公共工事による整備
所在	港南区丸山台一丁目9番地の5
構造・規模	鉄筋コンクリート造地上4階建て（※児童相談所との合築） 1階部分の一部
専有面積	1階部分713.00㎡（予定）
延床面積	建物全体5,001.91㎡（予定）
敷地面積	3,107.54㎡
諸室	○地域ケアプラザ・コミュニティハウス共有諸室 多目的室、ロビー・情報ラウンジ、事務室 他 ○地域ケアプラザ専有諸室 相談室、調理室、地域ケアルーム ○コミュニティハウス専有室 地域ニーズ機能室

(2) 複合施設の特徴

地域ケアプラザの相談機能やコミュニティハウスの地域ニーズ機能など、施設固有の機能は残しつつ、事務室や多目的室などを共有することで、施設全体をコンパクト化します。

また、多目的ホールや会議室など、地域ケアプラザとコミュニティハウスで類似する機能は多目的室としてまとめ、可動間仕切りを設けることで、様々な使い方に対応できるようにします。

施設や設備の機能の融合を図るにあたり、運営体制についても一体性が求められることから、地域ケアプラザとコミュニティハウスを、同一の指定管理者が一体的に管理運営することとします。

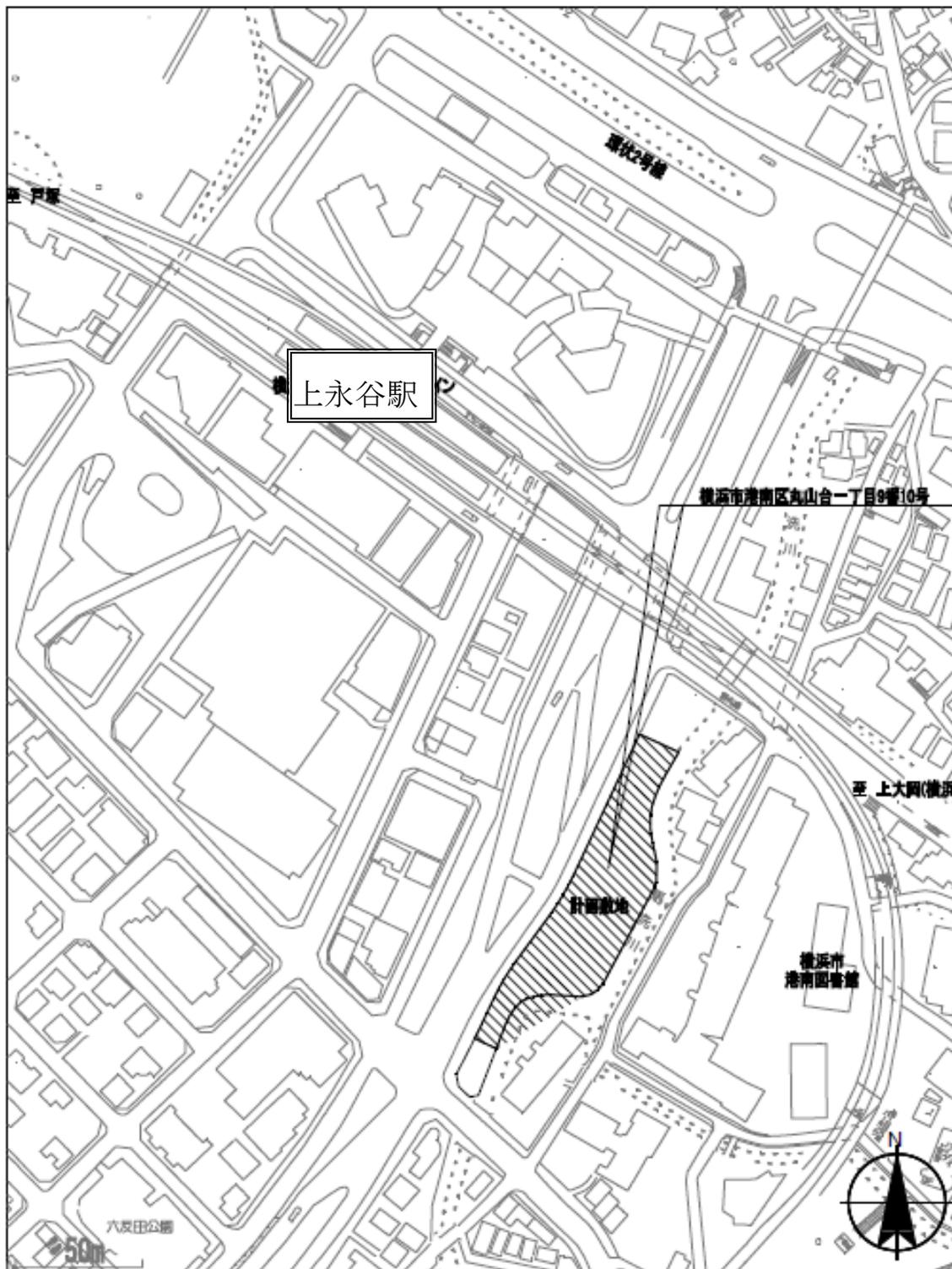
なお、本建物には児童相談所が合築されています。

4 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和4年11月 ～令和5年5月	指定管理者公募・選定
令和5年9月	令和5年第3回市会定例会 指定管理者指定議案提出
令和6年4月	開館（予定）

5 案内図・イメージ図

案内図



イメージ図

